

国土交通省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）

.....

改正案	現行
<p>（土地・建設産業局の所掌事務）</p> <p>第六条 土地・建設産業局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 地価対策その他土地に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に<u>関すること</u>（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>二 二十九（略）</p> <p>（政策統括官の職務）</p> <p>第十七条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策であつて次に掲げる事項に係るものに関する関係行政機関の事務の調整に<u>関すること</u>。</p> <p>イ 土地利用</p> <p>ロ 交通施設の整備</p> <p>ハ 地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項に規定する地理空間情報（第六十六条第一号において単に「地理空間情報」という。）の活用<u>の推進</u></p> <p>三 土地に関する総合的かつ基本的な政策（有効かつ適切な利用が阻害され、又は阻害されるおそれがある土地に係るものに限る。）の企画及び立案並びに推進に関する調整に<u>関すること</u>。</p> <p>四 土地基本法（平成元年法律第八十四号）第十条の規定による土地に関する動向及び基本的な施策に関する年次報告等に関する調整に<u>関すること</u>。</p> <p>五 七（略）</p> <p>（総合計画課の所掌事務）</p>	<p>（土地・建設産業局の所掌事務）</p> <p>第六条 土地・建設産業局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 地価対策その他土地に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に<u>関すること</u>。</p> <p>二 二十九（略）</p> <p>（政策統括官の職務）</p> <p>第十七条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策であつて交通施設の整備に係るものに関する関係行政機関の事務の調整に<u>関すること</u>。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>三 五（略）</p> <p>（総合計画課の所掌事務）</p>

第六十四条 総合計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

三〇五 (略)

(国土情報課の所掌事務)

第六十六条 国土情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)

二〇三 (略)

(総務課の所掌事務)

第七十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 公共用地取得制度に関すること。
- 三 直轄事業に必要な公共用地の取得の促進のための方策に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。
- 四 直轄事業に係る公共物とするために取得した財産の管理に関する事務の総括に関すること。
- 五 公有地の拡大の推進に関する法律の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行うこと。
- 六 都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による土地開発公社に対する資金の貸付けに関すること。

- 七 (略)
- 八 前各号に掲げるもののほか、土地・建設産業局の所掌事務で他の

第六十四条 総合計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策（交通施設の整備に係るもの及び地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項に規定する地理空間情報（以下単に「地理空間情報」という。）の活用に係るものを除く。）に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三〇五 (略)

(国土情報課の所掌事務)

第六十六条 国土情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策（地理空間情報の活用の推進に係るものに限る。）に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三〇四 (略)

(総務課の所掌事務)

第七十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- 二 (略)
- 三 前二号に掲げるもののほか、土地・建設産業局の所掌事務で他の

所掌に属しないものに関する事。

(企画課の所掌事務)

第七十三条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 地価対策その他土地に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事 (政策統括官並びに地価調査課及び不動産市場整備課の所掌に属するものを除く。)

三 国土利用計画法の規定による土地取引の規制その他土地利用の調整に関する事 (地価調査課の所掌に属するものを除く。)

四・五 (略)

(削る)

(地価調査課の所掌事務)

第七十五条 地価調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

三 (略)

四 不動産の鑑定評価に関する事。

(不動産市場整備課の所掌事務)

第七十八条 不動産市場整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

所掌に属しないものに関する事。

(企画課の所掌事務)

第七十三条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 地価対策その他土地に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事 (地価調査課及び不動産市場整備課の所掌に属するものを除く。)

(新設)

三・四 (略)

五 不動産の鑑定評価に関する事。

(地価調査課の所掌事務)

第七十五条 地価調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 公共用地取得制度に関する事。

四 直轄事業に必要な公共用地の取得の促進のための方策に関する企画及び立案、調整並びに指導に関する事。

五 直轄事業に係る公共物とするために取得した財産の管理に関する事務の総括に関する事。

六 公有地の拡大の推進に関する法律の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行う事。

七 都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による土地開発公社に対する資金の貸付けに関する事。

八 (略)

(新設)

(不動産市場整備課の所掌事務)

第七十八条 不動産市場整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

(削る)

(総務課の所掌事務)

第八十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 都市局の所掌に属する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、都市局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(都市政策課の所掌事務)

第八十三条 都市政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都市局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること(総務課及び都市安全課の所掌に属するものを除く。)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

三 国土利用計画法の規定による土地取引の規制その他土地利用の調整に関すること(地価調査課の所掌に属するものを除く。)

(総務課の所掌事務)

第八十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

(新設)

二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、都市局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(都市政策課の所掌事務)

第八十三条 都市政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都市局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること(都市安全課の所掌に属するものを除く。)

二 都市局の所掌事務に関する都市の再生に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

三 大都市の機能の改善に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(国土政策局及び政策統括官の所掌に属するものを除く。)

四 首都圏整備法、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法の施行に関すること。

五 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域、近畿圏の近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域並びに中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関すること(市街地整備課の所掌に属するものを除く。)

六 多極分散型国土形成促進法に規定する業務核都市基本方針及び業務核都市基本構想に関すること。

七 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発のための大規模事業(首都圏その他の各大都市圏内において行われるもの)

二 首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の過度の集中の防止に関すること。

三 (略)

四 筑波研究学園都市の建設に関する総合的な計画の企画及び立案並びに推進に関すること。

五 関西化学術研究都市の建設に関する総合的な計画の企画及び立案並びに推進に関すること。

六 大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第百十号）の規定による大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備及び開発に関する総合的な計画の企画及び立案並びに推進に関すること。

七 大都市の機能の改善を図る観点からの、琵琶湖の総合的な保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

八 首都圏整備計画の策定及び実施に関する状況の国会に対する報告並びにその概要の公表並びに近畿圏整備計画及び中部圏開発整備計画の実施に関する状況の公表に関すること。

（まちづくり推進課の所掌事務）

第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 都市局の所掌事務に関する都市の再生に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

四 大都市の機能の改善に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（国土政策局及び政策統括官並びに都市政策課の所掌に属するものを除く。）。

五 首都圏整備法、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法の施行に関すること（都市政策課の所掌に属するものを除く。）。

六 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域、近畿圏の近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域並びに中部圏の都市整備区域、都市開

に限る。）に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

八 首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の過度の集中の防止並びに首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における近郊緑地の保全に関すること（公園緑地・景観課の所掌に属するものを除く。）。

九 (略)

（まちづくり推進課の所掌事務）

第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

発区域及び保全区域の整備及び開発に関すること（市街地整備課の所掌に属するものを除く。）。

七 多極分散型国土形成促進法に規定する業務核都市基本方針及び業務核都市基本構想に関すること。

八 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発のための大規模事業（首都圏その他の各大都市圏内において行われるものに限る。）に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

九 首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における近郊緑地の保全に関すること（公園緑地・景観課の所掌に属するものを除く。）。

十 三十七 （略）

（住宅生産課の所掌事務）
第一百九条 住宅生産課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一七 （略）

八 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定による建築物に関するエネルギーの使用の合理化に関すること。

九 都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による低炭素建築物の普及の促進に関すること。

（政策評価官）

第九十条 本省に、政策評価官一人を置く。

2 政策評価官は、政策統括官のつかさどる職務（第十七条第七号に掲げるものに限る。）を助ける。

（新設）

（新設）

（新設）

三 十 三十七 （略）

（住宅生産課の所掌事務）
第一百九条 住宅生産課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一七 （略）

八 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定による建築物に関するエネルギーの使用の合理化に関すること（住宅以外の建築物に係る措置に係るものを除く。）。

九 都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による低炭素建築物の普及の促進に関すること（住宅以外の建築物に係る措置に係るものを除く。）。

（政策評価官）

第九十条 本省に、政策評価官一人を置く。

2 政策評価官は、政策統括官のつかさどる職務（第十七条第五号に掲げるものに限る。）を助ける。